

駐車場法

目次

- |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一章   | 総則（第一条—第二条の二）                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第二章   | 駐車場整備地区（第三条—第四条の二）                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第三章   | 路上駐車場（第五条—第九条）                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第四章   | 路上駐車場（第十条—第十九条）                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第五章   | 建築物における駐車施設の附置及び管理（第二十条—第二十条の三）                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第六章   | 雜則（第二十条の四）                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第七章   | 罰則（第二十一条—第二十四条）                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 附則    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第一章   | 総則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第二条   | (目的) この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第一条   | この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。                                                                                                                                                                                                              |
| 第二条   | (用語の定義)                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第三条   | この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 第一    | る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第二    | 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第三    | 路上駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 第四    | 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第五    | 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第六    | 駐車 道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第七    | 駐車場 整備地区                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 第八    | (国及び地方公共団体の責務)                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第九    | 第二条の二 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第十    | 第二章 駐車場整備地区                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第十一   | (駐車場整備地区)                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第十二条  | 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の商業地域（以下「商業地域」という。）、同号の近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）、同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域若しくは同号の準工業地域（同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準工業地域又は同号の準住居地域にあつては、同項第二号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。）内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区的周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。 |
| 第十三条  | 駐車場整備地区に關する都市計画を定め、又はこれに同意しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事にあつては都道府県公安委員会の、国土交通大臣にあつては国家公安委員会の意見を聽かなければならない。                                                                                                                                                                                                             |
| 第十四条  | (駐車場整備計画)                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第十五条  | 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車場整備計画」とい                                                                                                                                                                                    |
| 第十六条  | う。）を定めることができる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第十七条  | (駐車料金等の使途)                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第十八条  | 路上駐車場管理者は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した割増金を、路上駐車場の管理に要する費用に充てるほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路外駐車場の整備に要する費用に充てるよう努めなければならない。                                                                                                                                                                          |
| 第十九条  | 前項の目標量を達成するため必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第二十条  | 地方公共団体の設置する路上駐車場需要に応ずるため必要なもの配置及び規模並びに設置主体                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第二十一条 | 前項の目標量を達成するため必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第二十二条 | 前項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者（道路法第十八条第一項に                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第二十三条 | て、あらかじめ、都道府県と協議するとともに、規定期限に遅延しないこと）及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第二十四条 | 規定期限に遅延しないこと）及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならぬ。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第二十五条 | 前二項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第二十六条 | (地方公共団体の責務)                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第二十七条 | 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公示するよう努めるとともに、                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第二十八条 | 第二項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第二十九条 | 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公示するよう努めるとともに、規定期限に遅延しないこと）及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第三十条  | 前二項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第三十一条 | (路上駐車場の設置)                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第三十二条 | 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公示するよう努めるとともに、規定期限に遅延しないこと）及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第三十三条 | 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公示するよう努めるとともに、規定期限に遅延しないこと）及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第三十四条 | 前二項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第三十五条 | (路上駐車場の駐車料金及び割増金)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第三十六条 | 前条第一項の規定により路上駐車場を設置する地方公共団体（以下「路上駐車場管理者」という。）は、条例で定めるところにより、同項の規定により設置した路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合においては、この限りでない。                                                                                                                                           |
| 第三十七条 | 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第三十八条 | 一 自動車を駐車させる特定の者に対し不相当な差別的取扱をするものでないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第三十九条 | 二 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第四十条  | 三 附近の路上駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第四十一条 | 路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれた者から、その免かれた額のほか、その免かれた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。                                                                                                                                                                                                                          |
| 第四十二条 | 道路交通法第七十三条の規定は、第一項の規定による駐車料金及び前項の規定による割増金について準用する。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第四十三条 | (駐車料金等の使途)                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第四十四条 | 路上駐車場管理者は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した割増金を、路上駐車場の管理に要する費用に充てるほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路外駐車場の整備に要する費用に充てるよう努めなければならない。                                                                                                                                                                          |

(路上駐車場の表示)

**第八条** 道路管理者は、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場の位置を表示するため、道路法第四十五条の規定による道路標識及び区画線を設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。  
(政令への委任) この章に定めるもののほか、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場に関し必要な事項は、政令で定める。

**第九条** 第四章 路外駐車場

(駐車場整備地区内の路外駐車場の整備)

**第十一条** 国土交通大臣、都道府県又は市町村は、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場に関する都市計画を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

(構造及び設備の基準)

**第十二条** 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならぬ。  
(設置の届出)

**第十三条** 都市計画法第四条第二項の都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。届け出てある事項を変更しようとするときも、また同様とする。

**第十四条** 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 路外駐車場の名称  
二 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)

三 路外駐車場の供用時間に関する事項

四 駐車料金に関する事項

五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項

六 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

4 3 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。  
(休止等の届出)

**第十五条** 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。  
(路外駐車場管理者の責務)

第五章 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由がない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 路外駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一條の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するよう維持しなければならない。

**第十六条** 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

(助成措置)

**第十七条** 都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条第一項又は都市公園法第七条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれら法律による占用の許可を与えるものとする。

国は、都市計画において定められた路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

**第十八条** 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(立入検査等)

2 第一項の立入検査の権限は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(是正命令)

**第十九条** 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第十二条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

**第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理**  
(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

**第二十条** 地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に對し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)を設けなければならない旨を定めることができる。劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの(以下「特定用途」という。)に供する部分のある建築物で特定用途に供する部分(以下「特定部分」という。)の延べ面積が当該駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の道路及び自動車交通の状況を勘案して条例で定める規模以上のものを新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対しては、当該新築又は増築後の当該建築物の延べ面積が二千平方メートル未満である場合においても、同様とする。

2 地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域周辺の都市計画区域の地域内、又は周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める区域内において、特定部分の延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建

建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができ。前二項の延べ面積の算定については、同一敷地内の二以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。

**(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)**

**第二十条の二** 地方公共団体は、前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内において、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が一定規模（同条第一項の地区又は地域内のものにあっては特定用途について同項に規定する条例で定める規模、同条第二項の地区内のものにあっては同項に規定する条例で定める規模をいう。以下同じ。）以上となるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法第二条第十四条又は第五十五条に規定するものをいう。以下同じ。）をしようとする者は特定部分の延べ面積が一定規模以上の建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

**(権限の委任)**

**第二十条の四** この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

**(第七章 罰則)**

**第二十一条** 第十九条の規定による都道府県知事等の命令に従わなかつた者は、百万円以下の罰金に処する。

**第二十二条** 第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第二十三条** 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

**第二十四条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

**(施行期日)**

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。（路外駐車場に関する経過措置）

2 この法律の施行の際都市計画区域内において現にその利用について駐車料金を徴収する路外駐

車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上あるものを設置している

者は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第十二条及び第十三条の規定による届出をしなければならないものとし、それまでの間は、これらの規定による届出をして業務を営んでい

るものとみなす。前二項の規定による届出をして業務を営んでいるものに限る。以下この項にお

る建築基準法第三条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に存する路外駐車場（自

動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。以下この項にお

いて同じ。）又はこの法律の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の路外駐車場の構造及び設備が第十二条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合しない場合について準用する。

**附 則** （昭和三五年六月二五日法律第一〇五号）抄

（施行期日） この法律（以下「新法」という。）は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** （昭和三七年四月一六日法律第八一號）抄

（施行期日） この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

**附 則** （昭和四〇年六月一日法律第九六号）抄

（施行期日） この法律は、昭和四〇年六月一日から施行する。

**附 則** （昭和三九年七月九日法律第一六三号）抄

（施行期日） この法律は、昭和三九年七月九日から施行する。

**附 則** （昭和四〇年六月一日法律第一〇九号）抄

（施行期日） この法律は、昭和四〇年六月一日から施行する。

**附 則** （昭和四五年六月一日法律第一〇九号）抄

（施行期日） この法律は、昭和四五年六月一日から施行する。

**附 則** （昭和四六年六月一日法律第九八号）抄

（施行期日） この法律は、昭和四六年六月一日から施行する。

**附 則** （昭和四六年六月一日法律第一〇二号）抄

（施行期日） この法律は、昭和四六年六月一日から施行する。

**附 則** （昭和四六年四月一五日法律第四六号）抄

（施行期日等） この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** （昭和四六年六月一日法律第一〇二号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** （昭和四六年四月一五日法律第四六号）抄

（施行期日等） この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** （昭和四六年六月一日法律第一〇二号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

**第六条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第八条** この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとする場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成三年五月二日法律第六〇号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この法律の施行の際に第二条の規定による改正前の駐車場法第四条第一項の規定により定められている路上駐車場設置計画及びその路上駐車場設置計画において定められている路上駐車場については、第二条の規定による改正後の駐車場法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則（平成四年六月二六日法律第八二号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(用途地域に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域内において定められている都市計画において定められている都市計画区域の用途

**第三条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

**第四条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域の用途

**第五条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

**第六条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域の用途

**第七条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

**第八条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域の用途

**第九条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

**第十条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域の用途

**第十二条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

**第十三条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域の用途

**第十四条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

**第十五条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域の用途

**第十六条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

**第十七条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域の用途

**第十八条** この法律の施行の際に第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

(施行期日)	(施行期日)
<b>第一条</b> この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。 (諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)	<b>第一条</b> この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。 (諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)
<b>第二条</b> この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合は、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。	<b>第二条</b> この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合は、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。
<b>第三条</b> この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとする場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	<b>第三条</b> この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとする場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
<b>附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄</b>	<b>附 則（平成七年四月二一日法律第七四号）抄</b>
<b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	<b>第一条</b> この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。
<b>附 則（平成一〇年六月三日法律第八九号）抄</b>	<b>附 則（平成一〇年七月一六日法律第八七号）抄</b>
<b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	<b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
<b>附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄</b>	<b>附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄</b>
<b>第一条</b> この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	<b>第一条</b> この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
<b>第二条</b> 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限り、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条及び第一百二条の規定（国等の事務）	<b>第二条</b> 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限り、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条及び第一百二条の規定（国等の事務）
<b>第一百五十九条</b> この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、	<b>第一百五十九条</b> この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、

この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分・申請等に関する経過措置)

**第二百六十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定にては、改正後のそれぞれの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改定規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、改定後のそれぞれの法律の改定規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改定後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**第二百六十二条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)  
施行日前においてこの法律による改定前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、なお従前の例による。

**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百六十四条** この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
(検討)

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十五条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律の施行の日以後における改定後のそれぞれの法律の適用については、改定規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改定前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、これを、改定後のそれぞれの法律の改定規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改定後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

**第二条** 第一条中都市計画法第十二条第四項及び第二十一条の二第二項の改正規定、第二条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条第一項の改正規定(第四条、第五条、第七条中都市再生特別措置法第三十七条第一項第二号の改定規定並びに第八条並びに附則第六条、第七条及び第九条から第十一条までの規定)公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

**第三条** 第一条中都市計画法第五条の二第一項及び第二項、第六条、第八条第二項及び第三項、第十一条第三項、第十五回第一項並びに第十九条第三項及び第五項の改正規定、同条第六項を削る改定規定並びに同法第二十二条、第二十二条第一項及び第八十七条の二の改定規定、第二条中建築基準法第六条第一項の改定規定、第三条、第六条、第七条中都市再生特別措置法第五十二条第四項の改定規定並びに附則第三条、第四条第一項、第五条、第八条及び第十三条の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(駐車場法の一部改正に伴う経過措置)

**第五条** 特定路外駐車場(第三条の規定による改定後の駐車場法(以下「新駐車場法」という。))第一条第二号に規定する路外駐車場のうち、大型自動二輪車又は普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下この項において同じ。)の駐車のためのもの又は道路交通法(昭和十五年法律第五百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車(大型自動二輪車又は普通自動二輪車を除く。)の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル未満のものをいう。)であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に存するものについては、新駐車場法第十二条の規定による基準は、適用しない。附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にその工事に着手した建築、修繕又は模様替に係る特定路外駐車場についても同様とする。

2 前項の規定は、当該特定路外駐車場について、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後に増築、改築、建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替を行う場合には、適用しない。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において現に特定路外駐車場での利用について駐車料金を徴収するものを設置している者についての新駐車場法第十二条及び第十三条の規定の適用については、新駐車場法第十二条中「あらかじめ」とあるのは、「都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十六号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に」と、新駐車場法第十三条第一項中「供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務」とあるのは「業務」と、「当該路外駐車場の供用開始後十日以内に」とあるのは「都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。この場合において、新駐車場法第二十二条中「第十二条、第十三条第一項若しくは第四項」とあるのは、「第十二条若しくは第十三条第一項(これらの規定を適用する場合を含む。)、第十三条第四項」とする。

二 第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則** (平成一八年五月三一日法律第四六号) 抄



の徴収その他の行為又は旧駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の規定により都道府県知事に対して行つた届出で、新駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項、第十四条、第十八条第一項又は第十九条の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行つた報告の徴収その他の行為又は当該市長に対して行つた届出とみなす。

**3 第百五条の規定の施行前に旧駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならないとされている事項のうち新駐車場法第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第百五条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第百五条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。**

(罰則に関する経過措置)

**第八十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第八十二条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成二三年一二月一四日法律第二二二号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

**附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号) 抄**

(施行期日)

第一

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。